

平成23年8月2日

徳島大学教職員労働組合
中央執行委員長 葭森 健介 殿

国立大学法人徳島大学長
香 川 征

公開質問に対する回答について

先般、公開質問のありました総務・財務担当理事（副学長）の兼業に関し、下記のとおり回答いたします。

記

1. 兼業を承認した理由について

国立大学法人役員の兼業については、独立行政法人通則法第61条（国立大学法人法第35条により準用）及び国立大学法人徳島大学役員規則第6条において、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならないとされています。本件の兼業先は学校法人であり、営利企業における兼業ではないことから、独立行政法人通則法第61条及び国立大学法人徳島大学役員規則第6条には抵触せず、法律や規則違反とはなりません。

なお、国立大学法人徳島大学職員兼業規則については、役員への適用はありませんが、仮に、職員を対象とした規則である同職員兼業規則に照らしてみたとしても、今回の兼業における業務内容は、大学を取り巻く状況を踏まえた大学運営上の様々な教育問題等について、幅広い見地から指導、助言を行うものであることから、兼業先との利害関係や、教育研究分野における競合性もなく、職務の公正性や信頼性の確保に影響は与えません。また、業務形態は、年数回程度（不定期）で、かつ無報酬ということから、本務に支障もなく問題はありません。

また、役員に対する兼業規則ではありませんが、職員を対象とした職員兼業規則第32条第2項では、営利企業以外の法人等の兼業のうち、学校法人の役員は原則許可しないとなっていますが、国立大学の法人化以降、国立大学が社会の発展のために果たす役割は増加してきており、また、平成18年12月には教育基本法が改正され、大学の役割として教育・研究のほかに社会貢献があることが明記されたことを考慮すると、兼業について一律に制限するものではなくっており、業務内容、業務形態等によっては、許可することは可能と解しています。

また、「営利を目的とした団体の役員ではなく、非営利団体の役員であれば、法律に

は抵触しない」ことは、文部科学省にも確認しております。

2．利益相反及び役員会議事録について

本件兼業先は、営利企業ではなく、私立学校法に基づき設立された学校法人であって、公教育を行う公共性の高い法人です。また、美術教育を行う学校として設立されており、本学の教育研究分野における競争性もありません。

さらには、兼業の業務内容が、大学を取り巻く状況を踏まえた大学運営上の様々な教育問題等について、幅広い見地から指導、助言を行うものであり、無報酬であることから、職務の公正性や信頼性の確保に影響は与えず、利益相反には当たらないと判断しております。

本学では、事務処理上、営利企業への役員兼業等は利益相反の審査を行い、役員会に報告していますが、そのほかは兼業の手続きのみとしています。

したがって、本学役員規則第5条による役員会承認の必要もないと判断しました。

3．今後の対応について

上述のとおり、法的に問題はなく、利益相反にも当たらないと判断しておりますので、ご理解ください。